

教 育 委 員 会 臨 時 会 議 事 日 程

令和3年7月26日（月）午前10時00分

1 会議録の承認

2 一般報告・その他報告事項

新型コロナウイルス感染症への対応について

東京2020オリンピック競技大会における学校連携観戦チケットの取扱いについて

市立学校教職員への新型コロナワクチン接種について

3 請願等審査

受理番号 10 市立高等学校の歴史教科書採択に関する請願書

受理番号 11 2021年度教科書採択に関する要望書

4 審議案件

教委第17号議案 横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について

5 その他

令和3年7月26日

教育委員会臨時会 一般報告

1 市会関係

2 市教委関係

(1) 主な会議等

(2) 報告事項

- 新型コロナウイルス感染症への対応について
- 東京2020オリンピック競技大会における学校連携観戦チケットの取扱いについて
- 市立学校教職員への新型コロナワクチン接種について

3 その他

新型コロナウイルス感染症への対応について

1 教職員・児童生徒の新型コロナウイルス感染状況

前回の報告（令和3年7月7日）以降の教職員の感染者は13人、児童生徒の感染者は97人、感染者が発生した学校は合計86校です。

なお、令和2年6月1日の学校再開以降の教職員の感染者は174人、児童生徒の感染者は1036人、感染者が発生した学校は392校となっています。（令和3年7月20日現在）

学校からの報告を基にした、学校関係者の感染状況については、新規感染者が急増しています。

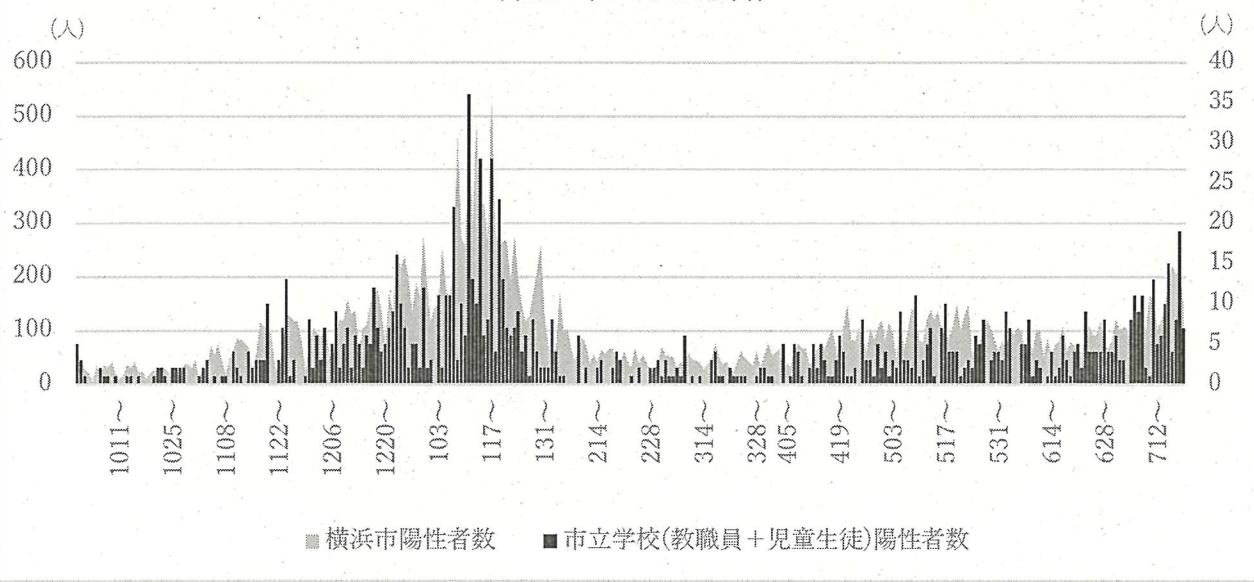
また、区福祉保健センターの判断に基づき、感染者の所属する部活動や学級を対象としたスクーリング検査を実施するため、学級閉鎖等をした学校がありました（検査結果はすべて陰性）。

学校関係者の感染者数（6月21日～7月20日の学校からの報告に基づく人数）

集計期間	教職員感染者数	児童生徒感染者数	合計
6月21日～6月27日	13	23	36
6月28日～7月4日	11	21	32
7月5日～7月11日	6	36	42
7月12日～7月18日	6	55	61
7月19日～7月20日	3	24	27

※教職員は判明日、児童生徒は報告日で集計しています。

横浜市内の陽性者数と市立学校の陽性者数
(令和2年10月1日以降)



2 まん延防止等重点措置の延長（「神奈川版緊急事態宣言」の発令）について

現在、神奈川県では、「まん延防止等重点措置」が8月22日まで延長され、更に7月22日から「神奈川版緊急事態宣言」となりました。

市立学校においては、7月21日から8月26日まで夏季休業期間となっており、これまでにもガイドライン順守や教職員の健康管理の徹底等の対応を継続しています。この度の「神奈川版緊急事態宣言」発令に伴う神奈川県教育委員会からの要請に基づき、市立学校に以下の対応について通知しています。

《「神奈川版緊急事態宣言」の発出に伴う市立学校の対応について》

1 部活動等における感染防止対策の徹底

- ・共用部分の消毒の実施、換気の徹底、身体的距離の確保
- ・熱中症のおそれがある場合、熱中症対策を優先し、感染症対策を講じた上でマスクを外す
- ・発熱等の風邪症状が見られる場合は、登校せずに休養し、医療機関の受診を勧奨
- ・部活動前後の食事や集団での移動の際も感染防止対策を徹底
- ・下校時は寄り道せず直帰すること、下校途中での飲食はしないことの徹底

2 教育活動外の行動に係る指導

- ・夏季休業期間中の感染リスクの高い行動の自粛、不要不急の外出を控える

3 家庭における感染防止対策に係る協力依頼

- ・県境を越える移動についての自粛が要請されていることを踏まえ、家庭での感染予防について協力を依頼

(※) 2、3については、教職員についても特に留意し、同様の対応とする

教育委員会一般報告資料
令和3年7月26日
小中学校企画課
高校教育課

東京2020オリンピック競技大会における学校連携観戦チケットの取扱いについて

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下、「組織委員会」という。）が販売する「学校連携観戦チケット」を活用して、児童生徒等の観戦に向けた準備手続きを進めてまいりましたが、令和3年7月8日（木）に、政府が東京都への緊急事態宣言発出を決定し、同日、政府、組織委員会などによる五者協議が開催され、オリンピック競技大会の都内会場での無観客での開催が決定されました。

また、当該決定を踏まえて、関係自治体等連絡協議会において関係自治体ごとの観客の取扱いが協議され、神奈川県の会場についても無観客での開催が決定されました。

7月12日（月）付にて、組織委員会から神奈川県を通じて、「学校連携観戦の中止」が通知されたことを受けて、本市においても、児童生徒等の観戦を中止しました。

【参考】観戦を中止した競技・セッションごとの観戦予定者数

	野球(昼)	野球(夜)	ソフト	サッカー	計
小学校	2,250枚	364枚	6,681枚	6,682枚	15,977枚
中学校	904枚	1,096枚	1,220枚	4,359枚	7,579枚
高校	194枚	90枚	84枚	337枚	705枚
計	3,348枚	1,550枚	7,985枚	11,378枚	24,261枚

上記チケットについて、代金支払は完了していますが、今後、組織委員会からの指示に拠り、返金手続きを進めてまいります。現時点では、返金は大会終了後から11月末までの予定とされています。

市立学校教職員への新型コロナワクチン接種について

現在、横浜市の新型コロナワクチンの接種では、優先接種対象として、基礎疾患有する方及び高齢者施設等の従事者の接種を進めていますが、夏休み期間中にも接種ができるよう、新たに、集団接種会場における優先接種対象者を拡大し、市内在住の教職員等を接種の対象とする旨、市健康福祉局から通知がありました。

これにより横浜市教職員 約 24,000 人のうち約 8割にあたる市内在住者に対して優先接種を実施し、市外在住者は、国に申請済みの職域接種による実施の準備を進めます。

なお、特別支援学校は、神奈川県による福祉施設等の従事者向け集団接種が実施されており、市立学校についても対象となっています。

<図：市立学校教職員への新型コロナワクチン接種>

市内在住教職員（約8割）	市外在住教職員（約2割）
小学校※	横浜市の優先接種対象者 約20,000人
中学校※	教育委員会による 職域接種対象者約4,000人
高校	
特別支援学校	神奈川県の福祉施設等の従事者向け集団接種対象

※義務教育学校を含む

<参考：横浜市の新たな優先接種の概要>

1 対象者

次の施設・学校等において「乳幼児」「児童」「生徒」と日常的に直接接する業務に従事する者

保育・教育施設、児童養護施設等、放課後児童育成事業、障害児通所支援事業所等、特別支援学校、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援教育総合センター、教育総合相談センター等

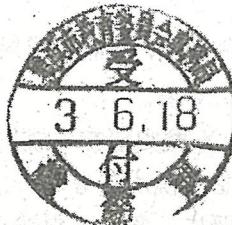
2 ワクチン数：46,000 人分

3 接種期間等

接種期間（1回目）	接種期間（2回目）
8/2(月)～8/15(日)	8/23(月)～9/5(日)

2021年6月18日

横浜市教育委員会
教育長 鯉渕信也 様



受理番号 10

市立高等学校の歴史教科書採択について（請願）

かながわ歴史教育を考える市民の会

事務局長 高梨晃嘉

連絡先 神奈川県横浜市磯子区森 [REDACTED]

1. 請願事項

高等学校教科書の採択にあたっては、従来通り既定の教科書採択方針に則り公正におこなうこと、また、教科指導の専門家で、生徒の実態をよく知る現場の教員たちの調査・研究に基づく選定を妨げるような、いかなる「指導」や「助言」も発出しないこと。

2. 請願理由

本年4月27日、日本維新の会馬場信幸衆議院議員の「質問主意書」に対して「『軍慰安婦』等の表現に関する」答弁書、及び「『強制連行』『強制労働』という表現に関する」答弁書が閣議決定の上、発出された。

これを受けて5月7日付けで「教育を良くする神奈川県民の会」から神奈川県教育委員会並びに横浜市教育委員会あてに、答弁書で不適切とされた語句を用いた歴史教科書を採択しないように求める請願「高等学校歴史教科書採択について」が提出された。

そもそも「従軍慰安婦」、「強制連行」等は、人権侵害、戦争の加害と被害、被害者の救済の問題であり、教育現場ではこれまで教員の間で、被害者の尊厳の回復、救済などを、史実を学ぶ中でどう取り扱っていくかが論議されてきた課題であり、教科書採択にあたり、単なる教科書での「表現」の問題として扱うことはできない。

3月にすでに検定が終わって、各高校に見本本が配布されているのに、4月の「答弁書」を根拠に「検定基準」にある「生徒が学習する上で支障を生ずるおそれのある記述」として「訂正申請」を教科書会社に求める、などはあってはならない。

その検定基準としての「政府見解条項」についても、文科省側は2013年の11月、12月の検定審議会で「政府の統一的な見解と異なる見解を排除するという趣旨ではござい

ませんので、政府と異なる見解を記す場合には、政府の見解はこうであるということに触れていただく」ということだと答弁している。

さらに、今回の政府の答弁書は、2つとも歴史研究の成果や裁判での判例に記載されてきた語句やこれまでの政府側答弁などを無視するもので、これを政府見解として、教科書の記述に反映させることについては既に、多くの異論が発せられている。

「従軍慰安婦」に関する答弁書では、河野談話を継承するとしながら、「大手新聞社の吉田証言の訂正記事」を根拠に、軍隊が関わる強制性がすべて否定されるという強引な論理展開で「慰安婦」だけが適切な語句であるという結論を導いているが、最高裁判決に「軍隊慰安婦」の語句があることも国会質疑で再確認されたところである。

また「強制連行」「連行」「強制労働」についても、過去の国会審議でも使用することの妥当性が政府答弁として述べられており（1997年3月12日参議院予算委員会）、また最高裁判例にも使用されているとの指摘が相次いでいる。つまり答弁書の歴史的な語句の理解の妥当性そのものが問題とされているのが現状である。

政府のこれまでの認識・見解と「答弁書」の見解は明らかに異なっており、変更理由も説得性に欠けている中で、一方的に「表現」を問題にすることは、教育への政治介入と言わざる得ない。

従って貴教育委員会が、これらの答弁書や答弁書を根拠にした請願の趣旨に基づき、特定の教科書を排除することは、あってはならないことであり、「開かれた採択」として生徒や保護者への説明責任が果たせるものではない。

高等学校教科書の採択にあたっては、政治介入を排し、公正かつ適正におこなうこと、また、教科指導の専門家で、生徒の実態をよく知る現場の教員たちの調査・研究に基づく意向を妨げるような、「採択」とならないよう、強く求めるものである。

横浜市教育委員会 教育長様
教育委員各位



受理番号 11

2021年6月22日

2021年度、教科書採択に関する要望書

横浜教科書採択連絡会 提出代表 土志田栄子
連絡先 〒231-0015 浜市中区尾上町 [REDACTED]

[REDACTED] 連絡先 [REDACTED]

日頃より、横浜市の教育についてご尽力いただきまして感謝申し上げます。

さて、5月13日開催の教育委員会は、自由社の歴史教科書発行に伴い、歴史教科書について今年度再び採択を行うことを決定しました。しかし、コロナ禍の今の学校の状況から考えて、あえて採択替えをする理由が明確ではありませんでした。文科省通知でも、「採択替えをおこなうことも可能である」とされており、必ず採択替えをするよう、もとめられてはおりません。日頃より、学校現場の声を大事にしてきた貴教育委員会が、今回の採択やり直しを決定はしたことは大変残念です。

については、今回の教科書採択の手続き等に関して、以下の要望をいたします。

要望項目

- 1、平成2年度の教科書取り扱い審議会答申を尊重してください。
- 2、採択の審議にあたって、教科書名を言って発言をしてください。
- 3、採決にあたって、無記名投票で決めるのではなく、挙手または記名投票で採決して下さい。
- 4、万が一、推薦する教科書が2社同数の場合は、再度十分な審議をし、必要であれば採決をしなおすこととし、即時教育長専決をしないでください。
- 5、教科書採択の会議は、希望するすべての傍聴者が入室できる大会場で開催してください。
- 6、教科書採択日の日程を早めに公表してください。

要望の理由

2について

昨年の採択から、委員各位におかれましては、教科書名を挙げて意見を述べておられ

ました。傍聴者、市民にとって大変わかりやすく、より一層、教科書採択への関心も深まりました。引き続き、教科書名を挙げて論議してくださるようお願いします。

3について

無記名投票採決は教育委員の採択責任を問うことが出来ない決め方です。公的な立場にある委員の「判断と責任」において決めた採決が、公表されないということは、公平公正な採択とは言えないと思います。

無記名投票採決を実施している教育委員会は全国でもごく少数であり、実施の理由にも具体的・合理的な必然性は見出せません。

4について

教育長が2回の採決権を行使するというのは、教育長の独断専行の余地もある行為です。しかし、過去に採決同数の時、再論議もせず、教育長が即決した例がありました。教育長の説明責任だけではなく、教育委員全員が説明責任を果たすことが出来るよう、充分論議を尽くす必要があると思います。

5について

教科書採択は市民の関心も高く、他市では通常の会議場とは別に、大きな会場を用意しています。教科書採択は教育委員会の最重要課題と位置づいでいるからです。また、市民の要望に応えるという点でも、会場変更は当然のことと考えられているからだと思います。昨年は、新市庁舎になり、大会場での開催を期待もしていたところでしたので残念でした。

他市でできていることを、横浜市はかたくなに定員20人にこだわっています。理由として「静謐な環境」を挙げておられますが、「静謐な環境」を壊した例があったのでしょうか。もし、「静謐な環境」が乱されるような事態が起きたら、傍聴規則により退場させるとか、注意喚起することも可能です。手続きの公正性・透明性を確保するためにも、定員にこだわらず市民の関心にこたえてください。

以上、よろしくお願いします。

教委第 17 号議案

横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について

横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 3 年 7 月 26 日提出

教育長 鯉渕 信也

提案理由

令和4年4月1日に設置される横浜市立緑園義務教育学校の通称を定めるため、横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正したいので提案する。

横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

横浜市教育委員会
教育長

横浜市教育委員会規則第 号

横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する
規則

横浜市立学校の管理運営に関する規則（昭和59年横浜市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第19条の2の表に次のように加える

横浜市立緑園義務教育学校	横浜市立義務教育学校 緑園学園
--------------	-----------------

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

横浜市立学校の管理運営に関する規則 新旧対照表（抜粋）

現行	改正案										
<p>(通称)</p> <p>第19条の2 次の表の左欄に掲げる義務教育学校は、同表の右欄に掲げる名称を称する。</p> <table border="1"> <tr> <td>横浜市立西金沢義務教育学校</td> <td>横浜市立義務教育学校 西金沢学園</td> </tr> <tr> <td>横浜市立霧が丘義務教育学校</td> <td>横浜市立義務教育学校 霧が丘学園</td> </tr> </table>	横浜市立西金沢義務教育学校	横浜市立義務教育学校 西金沢学園	横浜市立霧が丘義務教育学校	横浜市立義務教育学校 霧が丘学園	<p>(通称)</p> <p>第19条の2 次の表の左欄に掲げる義務教育学校は、同表の右欄に掲げる名称を称する。</p> <table border="1"> <tr> <td>横浜市立西金沢義務教育学校</td> <td>横浜市立義務教育学校 西金沢学園</td> </tr> <tr> <td>横浜市立霧が丘義務教育学校</td> <td>横浜市立義務教育学校 霧が丘学園</td> </tr> <tr> <td>横浜市立緑園義務教育学校</td> <td>横浜市立義務教育学校 緑園学園</td> </tr> </table>	横浜市立西金沢義務教育学校	横浜市立義務教育学校 西金沢学園	横浜市立霧が丘義務教育学校	横浜市立義務教育学校 霧が丘学園	横浜市立緑園義務教育学校	横浜市立義務教育学校 緑園学園
横浜市立西金沢義務教育学校	横浜市立義務教育学校 西金沢学園										
横浜市立霧が丘義務教育学校	横浜市立義務教育学校 霧が丘学園										
横浜市立西金沢義務教育学校	横浜市立義務教育学校 西金沢学園										
横浜市立霧が丘義務教育学校	横浜市立義務教育学校 霧が丘学園										
横浜市立緑園義務教育学校	横浜市立義務教育学校 緑園学園										

横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について

令和4年4月1日に設置される横浜市立緑園義務教育学校の通称を定めるため、横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正します。

1 改正概要

第19条の2（義務教育学校の通称を定める規定）の表に、「横浜市立緑園義務教育学校」とその通称「横浜市立義務教育学校 緑園学園」を追加します。

横浜市立西金沢義務教育学校	横浜市立義務教育学校 西金沢学園
横浜市立霧が丘義務教育学校	横浜市立義務教育学校 霧が丘学園
横浜市立緑園義務教育学校	横浜市立義務教育学校 緑園学園

2 通称について

通称は、児童生徒・保護者・地域にとって親しみやすく、呼びやすい名称とします。

当該通称は、学校、地域関係者より公募を行い、保護者・地域・学識経験者等で構成する緑園地区義務教育学校開校準備部会において選出し、横浜市学校規模適正化等検討委員会より、学校名案として答申されたものです。

学校規模適正化等について（答申）より抜粋

緑園地区義務教育学校新設に関する意見書

2 学校名案

学校名案を公募し、公募の結果を参考に検討した結果、新設校の学校名は「横浜市立緑園義務教育学校（規則名：横浜市立義務教育学校 緑園学園）」とする案を当開校準備部会の意見とします。

3 規則等に係る意見公募

横浜市規則等に係る意見公募手続実施要綱の規定に基づく意見公募を、令和3年4月30日から令和3年5月31日まで実施しました。その結果、規則改正案に対する意見はありませんでした。

4 規則改正のスケジュール

令和3年7月26日	教育委員会付議
8月25日	改正規則の公布
令和4年4月1日	改正規則の施行